（様式３－１Ｃ）「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の**認証店**用

**申請する店舗の情報**

|  |
| --- |
| 店舗№ |
|  |

**【開店１年以上で、要請期間中に認証を取得した店舗用】**

**(川棚町営業時間短縮要請協力金(第５期)用)**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名又は個人事業主名 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 許可番号 | | 長崎県指令　　　県央振保衛 | | | | | | | |
| 店舗名 |  | | 第 |  | |  | |  |  | 号 |
| 店舗  所在地 | 〒　　　　－  川棚町 | | 店舗の種類  許可証に記載の「種別」又は「業種細分名」 | | | | | |  | | | |
| 認証番号 | ながさきコロナ感染対策飲食店認証第 |  | |  |  | |  | | 号 | | | |
| 認証日 | 令和４年　　　月　　　日（認証ステッカー店舗掲示日：令和４年　　　月　　　日） | | | | | | | | | | | |
| 協力内容  (□に✔) | （２月１４日～認証ステッカー店舗掲示日の前日）  □ 午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業　**→①を記入**  （認証ステッカー店舗掲示日～３月６日）  □ 午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業　**→②を記入**  □ 午後９時までの営業時間短縮及び酒類の提供は午後８時まで　**→③を記入**  ※通常の営業時間　　　　：　　　～　　　： | | | | | | | | | | | |
| 注意事項 | ※令和４年２月１４日（月）から同年３月６日（日）までの全ての期間において、協力要請に取り組んで頂いた場合のみ支給対象となります。 | | | | | | | | | | | |
| **店舗ごとの支給額計算は別添①～③の該当する項目を確認して計算してください。**  ※該当する計算方法の□に✔を付けてください。 | | | | | | | | | | | | |

**① 2月14日～認証ステッカー店舗掲示日の前日**

**午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業**

|  |
| --- |
| **◎中小企業（個人事業主も含む）の場合** |
| **□Ａ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円以下**  **※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です。**  　　→１日あたりの支給単価は、３０,０００円  　　→店舗の支給額　３０,０００円 × 　　　　日　＝　**，０００円** |
| **□Ｂ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円超**  **２５０，０００円以下**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定  ・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ）÷ 　　　日 ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  （２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の４割）  ・（Ｂ） ×　０.４ ＝　（Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  （３）店舗の支給額  ・（Ｃ） × 　　　日 ＝　**,　　　　,０００円** |
| **□Ｃ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が２５０，０００円超**  **※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定  　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  　　　・（Ａ）÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  （２）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｂ）が ２５０,０００円超　→１日あたりの支給単価は、１００,０００円  （３）店舗の支給額  　　　→　１００,０００円 × 　　　　日　＝　**，０００円** |
| **◎大企業の場合**　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。 |
| **□Ｄ．前年、前々年又は前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの売上高減少額から**  **算出**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）１日あたりの支給単価の上限を算定 　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  ・（Ｂ） × ０.４ ＝ （Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｃ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｄ）　　　,　　　　,０００円  （２）１日あたりの減少額を算定  　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ）÷　　　日※ ＝　（Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  ・本年の２月～３月の売上高　（Ｅ）　　　,　　　　,　　　　円  　　　・（Ｅ）÷ ５９日 ＝　（Ｆ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  　　　・（Ｂ）－（Ｆ）＝　（Ｇ）　　　，　　　　,　　　　円  （３）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｇ） × ０.４ ＝ （Ｈ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　　　・（Ｄ）と（Ｈ）のうち、いずれか低い金額　（Ｉ）　　　,　　　　,０００円 （４）店舗の支給額 　　　・（Ｉ） ×　　　日 ＝ **,　　　　,０００円** |

**②認証ステッカー店舗掲示日～3月6日　午後８時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日自粛または全期間休業**

|  |
| --- |
| **◎中小企業（個人事業主も含む）の場合** |
| **□Ａ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円以下**  **※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です。**  　　→１日あたりの支給単価は、３０,０００円  　　→店舗の支給額　３０,０００円 × 　　　　日　＝　**，　　　，０００円** |
| **□Ｂ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が７５,０００円超**  **２５０，０００円以下**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）前年又は前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定  ・前年又は前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ）÷ 　　　日 ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  （２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の４割）  ・（Ｂ） ×　０.４ ＝　（Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  （３）店舗の支給額  ・（Ｃ） × 　　　　日 ＝　**,　　　　,０００円** |
| **□Ｃ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が２５０，０００円超**  **※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定  　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  　　　・（Ａ）÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  （２）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｂ）が ２５０,０００円超　→１日あたりの支給単価は、１００,０００円  （３）店舗の支給額  　　　→　１００,０００円 × 　　　　日　＝　**，　　　，０００円** |
| **◎大企業の場合**　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。 |
| **□Ｄ．前年、前々年又は前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの売上高減少額から**  **算出**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）１日あたりの支給単価の上限を算定 　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  ・（Ｂ） × ０.４ ＝ （Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｃ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｄ）　　　,　　　　,０００円  （２）１日あたりの減少額を算定  　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ）÷　　　日※ ＝　（Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  ・本年の２月～３月の売上高　（Ｅ）　　　,　　　　,　　　　円  　　　・（Ｅ）÷ ５９日 ＝　（Ｆ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  　　　・（Ｂ）－（Ｆ）＝　（Ｇ）　　　，　　　　,　　　　円  （３）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｇ） × ０.４ ＝ （Ｈ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　　　・（Ｄ）と（Ｈ）のうち、いずれか低い金額　（Ｉ）　　　,　　　　,０００円 （４）店舗の支給額 　　・（Ｉ） ×　　　　日 ＝ **,　　　　,０００円** |

**③認証ステッカー店舗掲示日～3月6日　午後９時までの営業時間短縮及び酒類提供は午後８時まで**

|  |
| --- |
| **◎中小企業（個人事業主も含む）の場合** |
| **□Ａ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が８３,３３３円以下**  **※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）の添付は不要です。**  　　→１日あたりの支給単価は、２５,０００円  　　→店舗の支給額　２５,０００円 × 　　　　日　＝　**，　　　，０００円** |
| **□Ｂ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が８３,３３３円超**  **２５０，０００円以下**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）前年又は前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定  ・前年又は前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ）÷ 　　　日 ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  （２）１日あたりの支給単価を決定 （１日あたりの売上高の３割）  ・（Ｂ） ×　０.３ ＝　（Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  （３）店舗の支給額  ・（Ｃ） × 　　　日 ＝　**,　　　　,０００円** |
| **□Ｃ．前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高が２５０，０００円超**  **※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）前年、前々年又は前々々年の２月～３月における１日あたりの売上高を算定  　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  　　　・（Ａ）÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  （２）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｂ）が ２５０,０００円超　→１日あたりの支給単価は、７５,０００円  （３）店舗の支給額  　　　→　７５,０００円 × 　　　日　＝　**，　　　，０００円** |
| **◎大企業の場合**　※中小企業（個人事業主も含む）も選択できます。 |
| **□Ｄ．前年、前々年又は前々々年との比較による本年２月～３月の１日あたりの売上高減少額から**  **算出**　**※飲食業売上高を確認できる書類（売上帳の写しなど）を添付してください。**  （１）１日あたりの支給単価の上限を算定 　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  ・（Ｂ） × ０.３ ＝ （Ｃ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｃ）と２０万円のうち、いずれか低い金額　（Ｄ）　　　,　　　　,０００円  （２）１日あたりの減少額を算定  　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ）÷　　　日※ ＝　（Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  ・本年の２月～３月の売上高　（Ｅ）　　　,　　　　,　　　　円  　　　・（Ｅ）÷ ５９日 ＝　（Ｆ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  　　　・（Ｂ）－（Ｆ）＝　（Ｇ）　　　，　　　　,　　　　円  （３）１日あたりの支給単価を決定  ・（Ｇ） × ０.４ ＝ （Ｈ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  　　　・（Ｄ）と（Ｈ）のうち、いずれか低い金額　（Ｉ）　　　,　　　　,０００円 （４）１日あたりの支給単価の下限を決定  　　　・前年、前々年又は前々々年の２月～３月の売上高　（Ａ）　　　,　　　　,　　　　円  ・（Ａ） ÷ 　　　日※ ＝ （Ｂ）　　　,　　　　,　　　　円(１円未満の端数は切り上げ)  ※２月～３月の日数は前年（２０２０年）の場合は６０日（閏年）、前々年（２０１９年）及び前々々年（２０１８年）の場合は５９日で計算すること。  ・（Ｂ） × ０.３ ＝ （Ｊ）　　　,　　　　,０００円(千円未満の端数は切り上げ)  ・（Ｉ）と（Ｊ）のうち、いずれか低い金額　（Ｋ）　　　,　　　　,０００円  （５）店舗の支給額 　　　・（Ｋ） × 　　　日 ＝ **,　　　　,０００円** |

|  |
| --- |
| 以下は記入しないでください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事務局使用欄** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| **区分　①** | １日あたりの支給単価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ａ　Ｂ　Ｃ　Ｄ |  | | **,** |  | |  | |  | | | **,** | **０** | | **０** | | **０** | | **円** | |
| 店舗の支給額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | **,** |  | |  | |  | | | **,** | **０** | | **０** | | **０** | | **円** | |
| **区分　②又は③** | １日あたりの支給単価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| Ａ　Ｂ　Ｃ　Ｄ |  | | **,** |  | |  | |  | | | **,** | **０** | | **０** | | **０** | | **円** | |
| 店舗の支給額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | | **,** |  | |  | |  | | | **,** | **０** | | **０** | | **０** | | **円** | |
| **合　　計** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 店舗の支給額合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①＋②又は①＋③ |  | **,** | | |  | |  | |  | **,** | | | **０** | | **０** | | **０** | | **円** |